

第六回建設関連業検討会の議事概要について

平成22年3月1日（月）に開催した第六回建設関連業検討会の議事概要を以下のとおり発表いたします。なお、会議資料については、建設関連業HP（URL：http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/1_6_bt_000057.html）に掲載しております。

建設関連業検討会（第6回）議事概要

日 時：平成22年3月1日（月） 15：00～17：30

場 所：中央合同庁舎3号館 国土交通省総合政策局会議室

出席者：小澤一雅、吉村孝司、田中弘、矢島壮一、堤盛人、友永則雄、成田賢、横田耕治、下保修、河村正人、野村正史、横山晴生、長田信、名波義昭、松本大樹（敬称略）

○ 資料1、資料2、資料3について、事務局から説明

（議事内容）

<登録制度の見直しの方向性について>

- ・ 登録制度の見直し項目の中には、議論が分かれており、両論併記となっているものもあるが、現状のままとするのではなく、将来の方向性について検討し、少なくとも課題として整理すべきである。
- ・ 登録制度の見直しに当たっては、単に業の将来像だけではなく、地盤情報など業が生み出す情報や付加価値、技術的な内容を踏まえるべきである。
- ・ 法制度化を検討するに当たっては、公共市場を前提とした法制度化には限界があることから、顧客が抱えている課題を踏まえ、さらに各業が本来の力を発揮できるような制度の検討が必要である。

<登録部門の新設・統廃合について>

- ・ 今後、CM・PMなど包括的なマネジメント業務のニーズが出てくると考えられ、時代を先取りして、マネジメント部門の創設について検討を始める。
- ・ 従来の登録部門は技術士の部門に基づいていたが、マネジメント部門の技術的要件をどのようなものとするかについて、業界側の話も聞いたうえで検討してほしい。
- ・ 技術者に関する登録要件を検討するに当たっては、技術士の総合技術監理部門の

位置づけも含めて検討することとし、縦断的・横断的に業務を統括する際の要件とするなど、有効活用すべきである。

- ・ 技術管理者の専任制について、縦断的・横断的分野の兼任については、緻密に設計してほしい。
- ・ 登録部門については、従来の部門の考え方の延長線上で本当にいいのか、改めて十分に議論すべきである。
- ・ マネジメント部門創設の検討など、方向性としては賛成であるが、制度設計に当たっては慎重に議論されたい。

<本検討会の報告書とりまとめについて>

- ・ 平成 14 年の建設関連業展開戦略において、積み残しとなっている課題についても整理し、その評価や総括結果について、今回の検討会報告書に反映させること。
- ・ 報告書を取りまとめるに当たって、現状認識の記載においては、業務量の減少のほか、入札契約制度の変更やその考え方についても記載すべきである。
- ・ 地方自治体における定型業務についても、総合評価方式方式を導入していくことで、地場の業者も生き残っていけると考えられる。
- ・ 公共工事の現状、価格競争で地方業者は疲弊しており、この現状を踏まえて取りまとめないと報告書の内容が理想論になってしまう。一方で、業として目指すべき技術力・経営力のレベルが示されれば、各業も夢を持って取り組むことができるのではないか。

<業の将来像、展開について>

- ・ 地域の中小業者にどういったメッセージを打ち出すかという部分が弱いように感じられる。
- ・ 測量業や地質調査業については、海外展開の必要性に対する認識はあるものの、ノウハウの不足などから進出が進んでいない。国として環境整備を支援するとともに、海外での事業展開の仕組みについて考えていく必要がある。
- ・ 各業の自立は、見通しのきく経営基盤があって初めて成り立つことであり、市場創出型の事業構造へどうやって展開していくかが重要である。

<測量の扱いについて>

- ・ 海外展開を踏まえた場合、国内の公共測量・基本測量が前提となっている測量法では限界がある。もっと大きな枠で測量というものを考え、測量法自体も変化させていく必要があるのではないか。測量士の資格など日本の資格が海外でも評価される仕組みが必要である。
- ・ 測量については、平成 19 年に地理空間情報活用推進基本法が制定され、従来の

測量だけでなく、地理空間情報へとシフトしてきているので、これも視野に入れて検討してほしい。

<その他>

- ・ 次回の検討会（第7回、最終）は、3月30日に開催する。

以 上